



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における地方教育委員会選挙に際しての世論調査の結果について
Author(s)	佐々木, 隆介
Citation	北海道大学教育学部紀要, 1, 83-102
Issue Date	1953-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28968
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_P83-102.pdf



北海道における地方教育委員会選挙に際しての 世論調査の結果について

佐々木 隆 介

1. 調 査 の 目 的

種々なる問題をその底に藏しつゝ、わが国における教育改革の擔當者としての、教育委員会制度は、昭和23年發足以來、兎にかく、その歩みを續けたのである。そして25年の一部改選を経て、27年に至り、幾多の迂余曲節を見つゝ、全国市町村に教育委員会を設置することゝなつた。同年10月5日全国一齊に選挙が行われ、11月1日市町村教育委員会の誕生を見るに至つたのである。

しかし、委員会がその目的とするところの「公正な民意により、地方の實情に即した教育行政を行うため」（教育委員会法第一條）には、前途に横たわる課題はなお大きなものがある。又教育委員会制度に對する批判もなお多く存するのである。

こゝに於て、教育委員会の在り方に對する民衆の態度を調査し、又教育委員選挙立候補者がいかなる教育政策をもつて今後に望もうとしているか調査することは、新しい教育行政の發展にとつて有意義なことであると考えらる。

北海道大學教育學部教育計畫研究室に於ては、27年の本道における市町村教育委員選挙を機會に有権者面接調査並びに立候補者全員に對するアンケートを実施して、この目的に沿わんと試みたのである。以下に述べるところは、その結果の分析である。

2. 市町村教育委員会に関する調査

本論に入るにさきだち、今回の市町村教育委員選挙前に既に設置されていた市町村教育委員会に関する研究、調査を一瞥しよう。本道の場合、該當はないが、府縣に於けるものでは、次の如き文献がある。

(1) 國立教育研究所、教育制度室、町村教育委員会の實態調査

—地方教育行政單位に関する研究

（國立教育研究所 所報 第1號、第2號、昭和25年8月並に10月）

この調査は昭和24年11月、富山縣における15の市町村教育委員会の中、4委員会を採り上げ、町村教育行政の問題を地方教育行政單位の問題研究に必要な限りにおいて究明しようとしたものであり、調査は委員会の記録、質問紙の回答を資料とする文書による調査並びに實地調査によつてゐる。

その目標とするところは、

第一に教育委員会制度における教育の民衆統制 (popular control) の問題が如何に展開されてい

るか。

第二には教育長及び事務局の組織が調査町村委員会において如何なる實情にあるか。

第三には教育委員会の教育財政についてみることにするとされる。

(2) 昭和27年7月 市町村教育委員会の調査

(広島大学教授 皇 至道)

本調査は昭和26年度末より、全国における既設の63市町村教育委員会について、その實態並に実績を検討したもので、その考察事項は、教育委員会事務局の機構、教員人事の交流、教育委員会の財政、教育委員の選挙制と任命制、教育委員会の設置単位等に亘るもので、同報告書はその結論の一として、教育委員会の設置単位は縣単位が最適當であり、少なくとも人口10万以上に教育委員会を設置しなければならないと述べている。

本問題に關する既往の調査研究の代表的なものとして、以上の諸例を掲げるにとどめ、次いで本道における調査結果の叙述に入りたい。

3. 教育委員選挙に関する世論調査の結果

本調査は昭和27年9月27日より3日間に亘つて、札幌市から300名、當別町(石狩支廳管内)から70名、幌向村(空知支廳管内)から30名の対象者を選挙人名簿により、無作為に抽出して、面接調査を行つたものであるが、以下に述べるところは札幌市に於ける場合の概要である。

(1) 調査の方法

1. 調査期日 自9月28日 至9月30日

2. 母集団 札幌市における有権者

3. 標本数 300

4. 抽出方法 無作為抽出法

抽出には選挙人名簿を使用

5. 調査項目

A. 教育委員としてどんな人を選ぶか。

B. どのような選挙方法がよいと思うか。

第1表 教育委員選挙有権者面接調査票

No.	北海道	郡	市町村	選挙区
調 年	月	日	昭和27年	調査者
性 別	年 令	職 業	学 歴	所 属・ 支持政黨
男 女	才		大・専・高・中・小	自・政・社・労・共・無・その他

質問 (A) 教育委員としてどのような人を選びますか。

(1) 自分の支持する政黨に所屬するもの

※ 政黨の例—自由黨・社會黨・改進黨・共產黨等

(2) 自分の信仰する宗派に所屬するもの

※ 宗派の例—佛教（禪宗・日蓮宗）キリスト教・天理教等

- (3) 自分の所属する組合や団体を代表するもの

※ 組合、団体の例—労働組合・教職員組合・婦人会・青年団等

- (4) 自分の所属する組合又は団体に加盟しているもの

※ (3)の例に同じ

- (5) 特定の政党や宗教に所属しないもの

※ (1), (2)の例に同じ

- (6) どのような政党や宗教に所属しようとする人物の優れているもの

※ (1), (2)の例に同じ

- (7) 知人、団体等の推せん、依頼によるもの

※ 選挙人の意志でなく人に頼まれて選ぶ

- (8) 教育者として経験のあるもの

※ 例、小学校の先生・中学校の先生等

- (9) 教育者として経験はないが教育に理解のあるもの

- (10) 教育の行政に経験のあるもの

※ 視学官・学務課長・教育の事務をしたことのある人等

- (11) P・T・Aの役員

質問

(B)

- (1) 人民の選挙がよい

※ 有権者全部の選挙による方法

- (2) 知事又は市、町、村長の任命がよい

- (3) 職能を代表する比例選挙がよい

※ 職能の例—商業・農業等職業の種類

- (4) 地方議会の議員からの選出がよい

- (5) わからない

上記A B二項について実施した。調査票については、別表第1を見られたい。

6. 調査の方法

札幌市6調査地点に於て調査員（教育学部学生）が対象者個々に面接して、調査票に回答を記入した。

7. 回答数 186（回答率 62%）

(2) 調査結果の概要

札幌市では、教育委員としては、政党、組合、団体等に属さぬ立派な人物で、教育に理解を有する人が最も望ましく、又選任の方法としては民衆の選挙がよいという結果が示された。

又この調査では300名中居所不明者が43名も現われ、公明選挙の遂行にとり、望ましくらぬ結果

第2表 標本（対象者）抽出分布（札幌市）

投票所別	北大中央講	幌東小学校	圓山小学校	学芸大附属小学校	曙小学校	西創成小学校	計
抽出数	21	30	75	42	60	72	300
回答数	12	17	54	23	23	57	186
忌避数	0	0	1	0	0	1	2
居所不明数	2	1	9	5	17	9	43
事故者（出張中、病氣等）	7	12	11	14	20	5	69

を呈した。調査の状況については、第2表を見られたい。

(3) 調査結果の分析

次に各質問に対する意見をみることにする。

【 地方教育委員として、どのような人を選びますか。

イ. 自分の支持する政黨に所屬するもの

賛 成	29%
不 賛 成	53%
わからない	18%

自己の支持する政黨に所屬するものを選ぶことを望まぬものが過半数を占めている。

ロ. 自分の信仰する宗派に所屬するもの

賛 成	11%
不 賛 成	70%
わからない	19%

自己の信仰する宗派に所屬するものに不賛成なものが壓倒的に多く、これは政黨の場合よりも強い。

ハ. 自分の所屬する組合や團體を代表するもの

賛 成	21%
不 賛 成	46%
わからない	32%

所屬する組合、團體を代表するものについても不賛成が約半数に達している。但しこの場合、D.K. Group が32%あることは注意すべきであろう。

ニ. 自分の所屬する組合又は團體に加盟しているもの

賛 成	0.8%
不 賛 成	73%
わからない	18%

所屬する組合、團體に加盟しているものの場合には不賛成が70%を越えており、賛成は1%に満たない。又わからないと答へたものも前問と比較して、遙かに減少している。

組合や團體を代表するものよりも、これに加盟しているものに對して、不賛成の意見が強くなっているのである。

ホ. 特定の政黨や宗教に所屬しないもの

賛 成	41%
不 賛 成	37%
わからない	22%

これに對して、賛成が多いが、不賛成とするものも相當な比率を示している。

ヘ. どのような政黨や宗教に所屬していようと、人物の優れているもの

賛 成	75%
-----	-----

不 賛 成 14%

わからない 11%

人物の優秀さを非常に高く評価している。人物が優秀であれば、さきの場合に示された不賛成の意見（政党の場合53%，信仰する宗派に所属するものの場合70%）が、はるかに緩和されることがわかる。

ト．知人、団体等の推薦、依頼によるもの

賛 成 17%

不 賛 成 76%

わからぬ 0.7%

不賛成が圧倒的に多く、わからないというものは極めて少いことが注目される。

チ．教育者として経験あるもの

賛 成 72%

不 賛 成 14%

わからない 15%

教育委員は必ずしも教育者として経験があることを要しないのであるが、依然として、一般には、その前歴に對して安定性、信頼を感じていることが察知される。

リ．教育者として経験はないが、教育に理解のあるもの

賛 成 46%

不 賛 成 32%

わからない 22%

賛成が約半数に達しているが、不賛成が32%あることは、教育委員は教育経験者であるべきであると信じているものであろう。

ヌ．教育の行政に経験のあるもの

賛 成 29%

不 賛 成 44%

わからない 22%

學務課長、視學官、教育事務擔當者等を指すのであるが、教育者（教師）の場合と異なり、不賛成が多い。教育委員は必ずしも教育行政事務練達者であることを要しないというのであろう。

ル．P・T・Aの役員

賛 成 31%

不 賛 成 47%

わからない 22%

不賛成が約半数に及び、教育委員会がP・T・Aの延長となることを警戒しているかに見受けられる。

Ⅱ．どのような選挙の方法がよいと思いますか

イ．人民の選挙がよい

64%

- ロ. 知事又は市町村長の任命がよい 6%
- ハ. 轉能を代表する比例選挙がよい 2%
- ニ. 地方議会の議員からの選出がよい 4%
- ホ. わからない 24%

人民の選挙制に対する支持が、すこぶる強く、任命制、比例選挙制、地方議會議員からの選出等は殆んど數へるに足りない。

4. 教育委員立候補者に対するアンケートの結果

本調査は昭和27年10月5日の教育委員選挙前に、全道の市町村教育委員立候補者を対象に教育委員會議制度に関する調査をアンケート形式により行つたものである。

(1) 調査の方法

1. 調査期日 昭和27年10月3日迄
2. 調査対象 全道における市町村教育委員立候補者全員
3. 調査項目
 - A. 教育委員について
 - B. 教育委員會について
 - C. 教育長について
 - D. 教育政策（自由回答法）

なお調査票については第3表を見られたい。

4. 調査の方法

全立候補者に第3表のごとき調査票を送附し、郵送によつて回答を求めた。（郵送法）

5. 回答數 475（立候補者總數1,469名）

回答率 32%

この種方法による調査では、普通25%を回収しうれば成功と目されるから、好成績を収めたものといえよう。

第3表 教育委員立候補者調査票

st	北海道	郡	市町村
調査年月日	昭和27年 月 日	立候補者氏名	

問題 I

教育委員會制度の次の事項について如何にお考えになりますか。

※ 回答記載法—(1)(2)等の番號の何れかを○印で囲んで下さい。

A 教育委員について

- ① 委員は政黨との關係のあるものが $\begin{cases} (1) \text{よ} & \text{い} \\ (2) \text{よくない} \end{cases}$
- ② 教員組合との關係のあるものが $\begin{cases} (1) \text{よ} & \text{い} \\ (2) \text{よくない} \end{cases}$
- ③ 職域團體との關係のあるものが $\begin{cases} (1) \text{よ} & \text{い} \\ (2) \text{よくない} \end{cases}$

なお、当選者の回答率は33%、落選者の夫れは28%である。

又全回答者に對する市町村別回答率は、市では0.8%、町では31%、村では58%という比率を示している。

次に、各市、支廳別の回答状況を示せば、第4表のようになる。

第4表 各市、支庁別回答状況

支庁(市)名	管内町村数 (又は市部の数)	全然回答 がなかつた市町村 数	回 答 数			支庁(市)名	管内町村数 (又は市部の数)	全然回答 がなかつた市町村 数	回 答 数		
			當選者	落選者	計				當選者	落選者	計
市	15	1	17	10	27	日 高	10	1	13	6	19
石 狩	14	6	6	5	11	十 勝	24	1	38	10	48
空 知	29	9	22	7	29	釧 路 國	11	0	16	4	20
上 川	35	4	56	11	67	根 室	7	3	6	0	6
後 志	30	7	42	9	51	網 走	28	1	41	10	51
檜 山	13	3	17	9	26	宗 谷	13	1	25	1	26
波 島	25	2	33	11	44	留 萌	11	3	15	4	19
膽 振	13	0	25	6	31	計	278	42	372	103	475

(2) 調査結果の分析

各調査事項毎に、結果の分析を試みることにする。

A. 教育委員について

① 委員は政黨との関係があるもの

よ い 6%
 よくない 91%
 不 明 3%

政黨と関係があるものは、よくないという意見が殆ど全部を占め、全候補者中、政黨に所屬しているものが僅少であつた實情とも一致した結果を示している。

② 教員組合との関係のあるもの

よ い 11%
 よくない 85%
 不 明 4%

教組と関係があるものはよくないとする意見が非常に強いが、道教育委員の場合は教組と関係あると目されたもののみが當選をみている。

③ 職域團體との関係のあるもの

よ い 17%
 よくない 79%
 不 明 4%

職域團體との関係に於ても、よくないとするものが強い傾向を示している。

④ 教育者としての経験のあるもの

よ い 71%
 よくない 20%
 不 明 9%

立候補者は、自己が教育者としての経験がある与否とに拘わらず、経験者をよしと見做していることがわかる。

⑤ 教育行政官として経験のあるもの

よ い	73%
よくない	19%
不 明	8%

教育行政官に対しても、委員として活動するに當り適當であるとの見解をとつている。

以上概括するに、立候補者は、政黨、組合、職域團體との關係がなく、一方において、教育者並教育行政官経験者であるものが委員として適當であると考えているようである。

B. 教育委員会について

① 教育委員会は必要か不必要か

イ. 道教育委員会は

必 要	93%
不 必 要	6%
不 明	2%

ロ. 市教育委員会は

必 要	72%
不 必 要	11%
不 明	17%

ハ. 町教育委員会は

必 要	64%
不 必 要	23%
不 明	14%

ニ. 村教育委員会は

必 要	64%
不 必 要	25%
不 明	11%

その設置の可否について、批判が多かつたのに拘わらず、道市町村教育委員会を夫々必要と認める意見が強い。但しその必要の程度を検討すると、道の場合が最も多く、市がこれに次ぎ、町と村は同率である。(但し不必要とするものは村の場合が、やゝ多い)

② いくつかの教育委員会を連合した中間的教育行政地區を設けることは

必 要	66%
不 必 要	28%
不 明	6%

中間的教育行政地區の設定には賛成の意見が強い。現在の市町村教育委員会のみでは、その運営に不安を感じているものが多いことを示すものであろう。

③ 教育委員会は予算決定權が

必 要	84%
-----	-----

不 必 要	13%
不 明	3%

委員会に財政権がないということは、一般に教育委員会制度の最大の欠点であると稱されており、その故に運営が困難となり、自治体首長との摩擦も起りやすいと考へられている。委員立候補者は予算決定権の必要を痛感しているごとくである。

④ 地方教育委員会に市町村にての教育費負擔の責任をもたせることは

よ い	41%
よくない	44%
不 明	15%

地方教育委員会の市町村における教育費負擔については、賛否相半ばしているが、「よくない」とする意見がやや強い點が注目される。

⑤ 道教育委員会が財政的負擔を分擔す

べきである	66%
べきでない	26%
不 明	10%

道教育委員会の財政的負擔の分擔を必要とする意見が60%を越えることは、市町村のみの負擔では、運営に困難を感じているものが多いことを示す。

⑥ 人事権は、地方委員会に任す

べきである	57%
べきでない	39%
不 明	4%

人事権に関しては市町村委員会に任すべきであるとするものが過半数を占めているが、なお不賛成が約40%あることは、地方委員会の教員に對する不當な壓迫を危惧する意見の存在と併せ考へると、了解できるものがある。

⑦ 人事の交流は道教育委員会で調整す

べきである	82%
べきでない	14%
不 明	4%

道教育委員会が人事の交流を調整することを必要と認めるものが壓倒的に多く、これによつて市町村という限られた範囲内で人事が行はれることにより、教育活動が低滞し諸種の弊害が発生することを防ぐべきであると考へているものであろう。

⑧ 市町村立學校は市町村教育委員会の管理とす

べきである	80%
べきでない	13%
不 明	7%

市町村立學校は市町村が管理することを、當然としている。

⑨ 道教育委員会が地方教育費の補助をすれば、その管理権は道教育委員会がもつ

べきである 28%

べきでない 62%

不 明 10%

道教育委員会から地方教育費の補助を受けても、管理権に関しては、夫れに囚はれる要はないという見解をもっているようである。

以上を概観すると、次のごとき結果を示すものと考へられる。

教育委員会は道並びに市町村の各段階ともに必要であるが、市町村の場合、運営の万全を期するために、委員会の連合よりなる中間的教育行政地区を必要と認めている。又財政面では、予算決定権の必要を強く主張するが、半面教育費負擔の責任をもつことについては、余り積極的でなく、道委員会が財政的負擔を分擔することを主張している。而して道委員会が地方教育費の補助を行つても、その管理権は道委員会がもつべきではないと考へている。そして人事権は市町村委員会に一任してもらいたい、その調整は、道に於てはかる必要があるとするものである。

要するに、一人立ちを要求することも多いが、又半面において、それに不安を覚え、安定的なものからの支援支持を望んでいるというのが、偽わらざる態度ともいえるであろうか。

C. 教育長について

① 教育長の助役の兼務を

認 め る 37%

認めない 58%

不 明 5%

② 教育長の学校長兼務を

認 め る 21%

認めない 78%

不 明 1%

③ 教育長としては次のどの資格が必要か

行政事務官 31%

教育計畫者 29%

教育指導者 29%

不 明 11%

次に、教育長については、いかなる人物を最も適當と考へているか考察しよう。

先づ助役の教育長兼務であるが、このケースは戦後急速に實施された農地改革遂行の場合にも見られた。即ち、應急的意味と、事務の促進に好都合であるとの見地から、市町村農地委員会の事務局長には助役が就任したものが相當あつたのである。然し農地改革と教育問題とは同一視できぬであろう。

教育長の場合、急速に有資格者を見出すことが困難なために、この措置が考慮せられたのであろうが、予想せられるように、助役の兼務に反對の意見が過半数を占めている。

又同様に、学校長の兼務に不賛成を唱へるものが助役の場合より20%も多いことが注目される。

そして教育長としての資格の點に於ては、行政事務官、教育計畫者、教育指導者が三者鼎立の狀態を示し、いずれが最適任であるとも斷定できぬ有様である。

(3) 面接調査との比較

さきに述べた教育委員選舉に関する世論調査（面接調査）と、全立候補者に對するアンケートにおける、共通な質問事項の結果の比較を次に試みたいと考へる。

第 5 表 面接調査とアンケートとの比較（教育委員としてどのような人を選びますか）

質問事項	回 答	面接調査 (有権者) %	アンケート (立候補者) %	質問事項	回 答	面接調査 (有権者) %	アンケート (立候補者) %
① 政黨との関係あるもの	よ い	29	6	③ 教育者としての経験あるもの	よ い	72	71
	よくない	53	91		よくない	14	20
	不 明	18	3		不 明	15	9
② 職域團體との関係あるもの	よ い	0.8	17	④ 教育行政官としての経験あるもの	よ い	29	73
	よくない	73	79		よくない	44	19
	不 明	18	4		不 明	22	8

（註）この兩者において、質問事項は必ずしも同一ではないが同一の意味を有すると思はれるものを比較した。

以上の比較は、興味ある結果を示す。即ち政黨と関係のあるものをよくないとする態度は、立候補者に顯著であり、その差は約40%に達している。又不明という態度も立候補者に非常に少ない。一般有権者と比較して、立候補における D.K. Group の稀少は、他の事項についても、同様に觀取される事象である。

職域團體との關係に於ても、不賛成が兩者ともに頗る多い。但し賛成意見は立候補者に多くみられるところである。

教育者として経験あるものに對しては、兩者ともに賛成の態度を示しており、その程度も、ほぼ同様である。

教育行政官として経験あるものに對しては有権者と立候補者とでは、その態度が全く相異なり、立候補者は、これを強く支持するが、有権者は冷淡である。思うに前者の場合は、委員會運営に當つて、その練達なる手腕を期待するものであろうが、後者は、かつての上よりする一方的な教育行政の再現を慮る氣持の現はれでもあろうか。

(4) 教 育 政 策

これは、前記の調査票に「あなたの教育政策について御意見を記述して下さい」という欄を設け各立候補者に自由回答法によつて記入せしめたものを整理し、その主要なる傾向を見ようとしたものである。

順序として、回答者の記述を妥當と思はれる一定數のスコープに分類し、これを當選者と落選者の夫々について検討したものである。

教育政策は次の10項目に、そのスコープを分つこととした。即ち、

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1. 教育目標 | 2. 教育行政 | 3. 教育財政 | 4. 教 師 | 5. 生 徒 |
| 6. 教育施設 | 7. 教育課程 | 8. 特殊教育 | 9. 産業教育 | 10. 社会教育 |
| 11. その他 | | | | |

なお、1人の回答者が多数の項目について、意見を述べているので、その政策が各項目に亘ることとは當然である。

(1) 当選者の政策

372名の回答者について、各スコープ毎にその意見が最も多いものから順次配列することとする。

〔1〕 教 育 目 標

教 育 目 標 に 関 す る 意 見			
項 目	回答者数	項 目	回答者数
6・3制教育の徹底……………	34	地域に即した教育の實現……………	26
道徳教育振興……………	24	教育の機会均等……………	24
民主的教育の徹底……………	17	都市、地方の地域差撤廃……………	10
教育環境の整備……………	9	僻地教育の充實……………	8
郷土教育の育成……………	7	国民教育の確立……………	6

現在論議せられている教育上の重要課題が殆ど網羅されている感がある。やゝ漠然として、理解を阻む点もあるが、(例へば「民主的教育の徹底」と「国民教育の確立」のごとき)その主張するところは、現時の6・3制教育を推進することに重点がおかれており、更に全国劃一的教育から地域社会に即應した教育が必要であることが指摘され、次いでは現在の混乱汚濁した社会において道徳教育の振興が關心事となつている。教育の機会均等に言及するものも可成多い。

〔2〕 教 育 行 政

教 育 行 政 に 関 す る 意 見			
項 目	回答者数	項 目	回答者数
公平な人事行政確立……………	17	人事の交流……………	9
教育行政確立……………	7	教職員、保護者の意見尊重……………	5
教育行政明朗化……………	5	委員会の公正な運営をはかる……………	3

強いて特立することが困難な項目が多い。公平な人事行政確立というものが、最多数を占めている。

〔3〕 教 育 財 政

教 育 財 政 に 関 す る 意 見			
項 目	回答者数	項 目	回答者数
教育財政の確立……………	50	父兄の負擔を軽減したし……………	8
教育費國庫負擔……………	33	教育委員会に財政權を與へよ……………	7
内 譯 {	教育費國庫負擔……………	教育税の創設……………	6
	教育費全額國庫負擔……………	教育豫算増額……………	6
	義務教育費國庫負擔……………		
	義務教育費全額國庫負擔……………		

抽象的な表現であるが、教育財政の確立を擧げるものが壓倒的に多い。教育費國庫負擔を必要と考へるものも多い。その表現を忠實に記すと同表の内譯のとおりとなる。父兄の負擔についても考察されており、委員会に財政權を與えよという意見がこゝでも現われている。又教育税の創設が擧げられている點が注目せられる。

〔4〕教 員

教 育 に 関 す る 意 見

項 目	回答者数	項 目	回答者数
教員の待遇向上……………	69	教員の資質向上……………	56
教員の政党性排除……………	11	教員の養成……………	8
僻地教職員の優遇……………	5	教職員厚生施設充實……………	5
教師の再教育……………	5	教組の健全な活動育成……………	3

教員の問題に関しては、教員の待遇向上と資質の向上に言及しているものが群を抜いて多数である。尤も、この兩者、即ち待遇の向上と資質の向上とは密接な相關關係にあるものである。教員の待遇並びに資質の向上こそが、教育振興にあづかつて大なる力あることを認めている證左である。次に、これと相當な隔差があるが、教員が政党性をもつことに對して反對の態度が現われている。特に僻地教員の優遇を主張しているものもある。教員の養成の中には「優良児を村費で學費を支給して教員養成をはかる」と述べたものがある。又少數ではあるが、教員組合の活動に着目して、これが健全な活動を育成すると述べたものもある。

〔5〕生 徒

生 徒 に 関 す る 意 見

項 目	回答者数	項 目	回答者数
育英事業實施……………	13	學校家庭の連絡緊密化……………	10
完全給食實施……………	3		

育英事業實施という意見が、相當あることが認められる。

〔6〕教 育 施 設

教 育 施 設 に 関 す る 意 見

項 目	回答者数	項 目	回答者数
教育施設の改善充實……………	56	僻地校の設備充實……………	18
保健衛生施設充實……………	8	高校の完備設置……………	5
定時制高校の設備充實……………	5		

廣汎に解されるが、教育施設の改善充實が最も多く、僻地校について特にこれを強調するものがあることが目立つ。又高校については、一般高校並びに定時制高校について、充實が述べられている。

〔7〕教 育 課 程

教 育 課 程 に 関 す る 意 見

項 目	回答者数	項 目	回答者数
教科書を一定にすること……………	9	修身科の設置……………	7
教材の充實……………	6	上級學校志望者と實務につく者との教育を別にしたい……………	2

教科書を一定にすることを必要と考へているものがある。又修身科の設置を考へているものも見受けられる。これは現在の學校における德育に不満を感じ、これによつて德育に一本の筋を通そうとするものであろう。

〔8〕特 殊 教 育

この部門については極めて意見が少い。次のようなものがあることを記しておく。

特別教育に関する意見

項 目	回答者数	項 目	回答者数
特殊教育の充実..... 1		幼児教育国家管理..... 1	
不振児童の教育設備..... 1		劣等児、異常児に特設学校を開き、産業、 職業教育を興へよ..... 1	

〔9〕産 業 教 育

産業教育に関する意見

項 目	回答者数	項 目	回答者数
産業教育振興.....20		農漁村青年職業教育振興..... 3	
青年の職業教育振興..... 2			

一般的に産業教育振興を唱へるものが多い。

〔10〕社 会 教 育

社会教育に関する意見

項 目	回答者数	項 目	回答者数
社会教育の振興.....57		青少年教育の振興（善導、保護を含む）...33	
社会教育施設の新設、拡充（公民館、図書館の充実を含む）.....13			
P.T.Aの活潑化..... 7		宗教、情操教育..... 7	
勤労者教育振興..... 6		体育、競技の奨励..... 6	
農漁村青年の向学心養成..... 5		婦人の文化向上..... 5	

この部門は第一の教育目標とともに、最も多数の意見が展開されている。然し、その重要性を認めているにせよ、單に「社会教育の振興」を主張するのみであつては物足らぬものがある。次に青少年教育の振興がランクされるが、現在青年教育の問題が特に農村における二・三男の問題とも関連して各方面から注視され、産業開発青年隊、農村建設青年隊、青年學級法制化等が、批判論議されつゝある折柄當然取り上げられるべきものであろう。社会教育のセンターとしての役割を演ずべき公民館、図書館等を含んで、社会教育施設の新設拡充が次に位している。

〔11〕そ の 他

教育研究所の新設充実(2)、鑛業大學の創設誘置(1)等がある。

以上を要約すれば、教育委員當選者（現教育委員）に最も多かつた意見は次の各項目である。

(30名以上が掲げた項目を多数のものから掲げる)

- | | | |
|--------------|-------------|------------|
| 1. 教員の待遇向上 | 2. 社会教育の振興 | 3. 教員の資質向上 |
| 3. 教育施設の改善充実 | 4. 教育財政の確立 | 5. 六三制教育徹底 |
| 6. 教育費國庫負擔 | 6. 青少年教育の振興 | |

即ち、その教育政策として、當選者は、教員の待遇向上と資質向上に重點を置いて考へているものが多いことが理解されるのである。又從來兎角閑却される傾があつた、社会教育の振興に對しても、注意が拂はれるに至つたことを示している。

(2) 落選者の政策

落選者 103名 が述べた教育政策も一般的には特に當選者の夫れと異なるところはない。しいて區分すれば、落選者の政策には、往々、やゝ奇矯と思はれるものが掲げられているのを見る程度で、それとても、少数意見であるに過ぎぬのである。以下各部門毎に、當選者には見られなかつた意見

の若干を掲げておくことにする。

〔1〕 教 育 目 標

- 教育の基礎としての市の情況調査
- 義務教育六二制
- アメリカー邊倒教育反對（植民地教育反對）
- 軍國主義教育復活絶對反對
- 教育宣言の發布による教育の向うべき道明示

〔2〕 教 育 行 政

- 教育委員會がP.T.A連合會になることを惧る
- 道支廳視學官設置
- 國家權力より獨立した教育廳制度の確立
- 指導主事に高邁な教育計畫を立案せしめよ

〔3〕 教 育 財 政

- 全學國庫負擔による大學迄の完全教育實施
- 再軍備費を全部教育費に廻すこと
- 完全給食及び教科書、學用品は全額國庫負擔

〔4〕 教 員

- 教職員は終身官とする
- 教職員の服裝規程制定
- 小中學校教員の海外視察（費用は全部國が負擔）
- 教職員の恩給は一般文官より多額に支給せよ
- 同一校に夫婦共稼ぎ教員を認めぬ
- 教職者の思想を國策に合致せしむ

〔5〕 生 徒

- 貧困兒童の國家補助8割以上
- 修學旅行に際しては家庭經濟を考慮する

〔6〕 教 育 施 設

- 校舎は理想的設計により全道統一
- 一學級收容兒童數を50人以下とする設備をする

〔7〕 教 育 課 程

- 中學校迄の教科書は全國共通のこと
- 中學校における社會實務教育の積極的實施
- 地歴科の復活

〔8〕 特 殊 教 育

- 小學校入學前の幼兒教育も義務教育とせよ

〔9〕 産 業 教 育

○農漁村青年の農漁に関する研究施設を設け、北海道開拓精神の向上を図る

○道開発計画を基盤とする地方に即した産業教育

〔10〕 社 会 教 育

○青年學級の開設

3) 各種の觀點より見た考察

以下當選者のみについて、年令別、職業別、所屬政黨別、性別等の各項目について、示される特徴を考察しよう。

第 6 表 回答者の年令別比較
(當選者)

年 令	回答者數	比率 %
20~30	10	3
31~40	55	15
41~50	135	36
51~60	114	31
61~70	51	13
71~	7	2
計	372	100

a. 年令別比較

40才台、50才台が最も多數を占め、30才台、60才台がこれに次いでいる。全般的に見て、特に年令別に從つて、意見が異なるといつた現象は見られなかつたようである。

b. 職業別比較

農業が最も多く(32%)商業、漁業と續いている。會社員、僧侶、醫師等いわゆる、インテリ階層が進出している状況を示す。

次に各職業毎の意見を検討したいのであるが、その教育政策を一瞥して、特に職業の體驗からにじみ出た意見は見出されなかつた。

共通的一般的な事項について言及しているものが多い傾向である。ただ次のことが云はれうるであろう。即ち農業では、農村教育に関するものが散見せられるし、漁業では、農漁村教育振興を述べるものがあつた。漁業者が漁村教育とのみ言はずして、農漁村と述べたところに、半農半漁という言葉があるように本道に於ても、漁業が農業と切り離しては考へられぬ状況にあること即ち半農半漁村の教育問題を示すものである。

商工業、會社員に於ては特にその職業に特有な意見というものはなかつた。僧侶は職業柄、宗教的情操教育を説いているのが目立つ。これと對照的に、醫師は、如何なる理由からか衛生方面について殆ど觸れていないことが注目を引く點である。

以下に各職業に相應した意見であると思われるものを掲げておこう。

〔1〕 農 業

- 農村僻地の兒童教育に對する父兄の認識を深む
- 農業補習教育を主とした學校開放
- 農村青年の向學心養成
- 農村婦人の社會的地位向上
- 農林教育の振興

〔2〕 漁 業

第 7 表 回答者の職業分類
(當選者)

職 業	回答者數	比率 %
農 業	118	32
商 業	46	13
漁 業	30	8
會 社 員	30	8
僧 侶	30	8
醫 師	23	6
其 他	79	21
無 職	16	4
計	372	100

○農漁村教育の充實

○農漁村の職業科充實

○農漁村青年の職業教育普及

〔3〕 僧 侶

○宗教的情操教育振興

○道德教育振興

○愛と慈悲との道德心發達

〔4〕 醫 師

○學校厚生施設の充實改善

c. 所屬政黨別比較

大部分が無所屬であり、政黨に所屬しているものは僅かに7名（當選者總體の2%弱）であり、而も中2名は教育政策に關して白紙であるから、殘る5名について、全體の傾向を云々しても意味がないものと思はれる。以下に、その意見を示すこととする。

〔1〕 自 由 黨

イ. ○よい教育の實現

ロ. ○六・三制の完遂

○教育財政の確立

○社會教育の徹底

〔2〕 改 進 黨

イ. ○民主的教育の徹底

〔3〕 社 會 黨

イ. ○育英制度擴充

○教育と宗教の關連による不良化防止、學校給食の獎勵

○小中高大學における一貫した教育方針の確立

○P・T・Aをして眞の社會教育團體たらしむ

ロ. ○社會科に於て日本民族としての道德を植付ける

○中學校に於て、上級進學者と就職者の教育を別にする

○青少年の道義教育

○委員、教師、父兄、一般有志の教育行政に關する懇談會開催

○學校新建築費は國庫支辨としてほしい

d. 婦 人

6名の婦人から回答があつたが、男子の意見と異なるものは全然見られない。凡て、今迄述べた項目の中に包含せられるといつてよい。婦人の地位、文化向上等を主張しているものもない。特に婦人によつて發言せられた事項を採るならば「教職員の身體、操行調査」というものがある位である。思うに、殊更に婦人又は女子教育の問題を別格に考へて追及する必要はないと考へたものであろうか。

e. 総 括

一般的に見て、回答者が教育政策として掲げた項目は、概念的、抽象的であつて、徒らにスローガンを羅列したにすぎぬ感があり、具體性を欠き眞にその地域に即應して考究されたものは少ないと思はれる。又北海道総合開発の一環としての教育という立場から考へているものも殆どないようである。なお、次に掲げる例のごときは、自己の市町村の問題について、具體的に意見を記したもののといへよう。

〔1〕 S市I氏

S市教育委員の立場から

1. 教育財政の獨立へ
2. 教育事務の簡素化
3. 學校教育

(イ)「教育は教師にその人を得るにある」という從來の人的條件万能の考え方をやめて、これを支えている物的條件の充實改善を圖る。物的條件——校舎、人員（收容人員から教育人員へ）、設備（特に學習者の自由研究に必要な）の問題から、教師の教育力を支える生活の安定の問題

(ロ)勤勞者のための夜間定時制高校の改善、身體障害者のための教育機關（技術的教育）の充實

4. 社會教育

(イ)青少年の學習のための社會的施設（兒童圖書館、兒童博物館、兒童映畫館）

(ロ)青少年のための社會環境の整理美化

(ハ)成人のための教養機關（簡易圖書館の多數設置、成人講座、家庭教育のための母親教室等）

〔2〕 H町H氏

我が町に於ける當面の問題

1. 教育費の内、需要費、消耗品費が他町村に比しても相當僅少であるため教員側が増額方を懇請しているが町理事者側で容易に實現しない。先づこれを調査したい。
 2. 教材が貧弱である。殊にP・T・Aの力の足りない所は一本の掛圖のない所がある。教材を出來るだけ豊富に入れたい。
 3. 中學校の屋内運動場を早急に造つてやりたい。教員住宅が不足している。これも早く造るよう努力したい。又教員も不足だ。
 4. 教員の素質殊に人格の向上をはかり、生徒の信賴出來るようにしたい。
 5. 畜産學校をつくりたい。
- 尙、1. 所謂學校差を少くしたい。
2. 實務に直ぐつく生徒と上級校を志望する生徒との教育法を別にする。
 3. 育英資金の擴大とその人選を嚴にする。
 4. その他

以上の他に、注目される點は、教育政策に關して白紙のまゝ回答したものが、當選者中に71（全當選者の19%に當る）もあつたことである。恰も選挙前の多忙の時であつたから、政策をたんねんに記す暇がなかつたのかも知れぬが、既に地方教育委員会が発足を見た今日、これらの人々は、如

何なる教育政策をもつて、委員会の運営に當っているのでしょうか。

5. 結論——新教育政策の樹立

本調査の結果を總括すれば、今後の教育政策遂行上、示唆を與へる點が多々存するのである。今その主要と目されるものについて、考察しよう。第一に教育委員会の設置單位の問題であるが、道市町村委員会共に必要論が多數を占めている。然し現在の状況をもつて、満足しているのではなく何等かの措置によつてその不備をカバーしようと考へているものの如くである。

即ち若干の教育委員会を連合した中間的教育行政地區設置の要望が強いことも、これが現れである。折角發足した地方委員会を健全に發展させてゆくために、かかる措置は考慮の對象とせられてよいのである。

第二に教育委員は任命制とするか公選制とするかの問題がある。今回の世論調査に於ては、公選制を支持するものが強く、64%を占めているのである。國民のための教育を推進する上において、又他の勢力による不當な壓迫、支配を避けるために、有権者の、この意見は忘れられてはならぬのである。

第三に教育委員会の財政權の問題がある。本アンケートに於いて、立候補者は、予算決定權の必要を強く認めているのである。(84%)これなくして、委員会が圓滑な運営を行へぬことは諸般の事情から、充分に察知できるのである。この點に關しても、委員会の運営を活潑にするために、何等かの措置が、考慮せられてよいのではないか。

最後に、立候補者の教育政策であるが、そこに示されたものは、さきに言及したように、大部分單なるスローガンの排列であつた。曰く、教員の待遇と資質の向上、教育財政の確立、社會教育の振興等々である。いづれも重要な課題である。然し眞に大切なことは、これらのスローガンをいかにつ肉づけし、いかにしてその地域社會の實情に沿いうるごとく實施してゆくかということである。

教員の問題、社會教育の問題、そして教育財政に爲すべきことは山積しているのである。又教育政策は北海道總合開發計畫の一環として考慮せられねばならぬであろう。新たに全道278市町村に誕生した教育委員が、具體化された、その市町村民のための教育政策を提げて進むことを待望してやまぬのである。

附 記

本稿を作成するに當つて、終始懇切な御指導をいただいた、城戸教育學部長、留岡教授に深く感謝の意を表する次第である。

又、本調査の實施並びに集計に當つた教育學部學生諸君の御骨折に謝意を表するものである。

Survey of the public opinion at the Election of the Local Boards of Education in Hokkaido

By Ryusuke Sasaki

I. Purpose of survey

We have done a survey through interview with electors and have done enquête to all the candidates for the committee at the election of City, Town and Village Boards of Education on Oct. 5, 1952 with purpose to help improve it for future.

II. Public Opinion survey

This survey has been practised in Sapporo City, Tobetsu Town and Horomui Village. However we select out herewith only that of sapporo City.

1. Scope of survey

- (1) Duration of survey : Sept. 28— Oct. 3, 1952
- (2) Object of survey : electors in the above mentioned place
- (3) Means of survey : through interview
- (4) Numbers of sample : 300
- (5) Random sampling method : (Used the name-list of the elector)
- (6) Numbers of answer : 186 (Rate of answer 62 %)

2. Outline of success of survey

As for the B. E. Comm., it is strongly desired to get such fine persons as those who have excellent understanding and with no relation with political party, association or organization.

Concerning the method, its best way is voting by people.

III. Enquête to the candidates for the B. E. Comm.

1. Scope of survey

- (1) Duration of survey : Until Oct. 3, 1952
- (2) Object of survey : All candidates for City. Town, and Village B. E. comm.
- (3) Means of survey : through mail
- (4) Numbers of answer : 475 (Total number of candidates were 1469)
Rate of answer 32 %

2. Outline of survey

- (1) As for the B. E. Comm., it is desired to get such persons without any relation with political party, association and organization and they were very keen to get those persons with experiences of teacher and educational administration.
- (2) Educational policy (free answer)

They emphasized generally on the teachers' treatment and their improved quality, then also they expressed their keen interest in the adult education.

Summary up their answers, their educational policy is that of general and abstract idea, very few practical answer concerning their own district.